

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成29年12月14日(2017.12.14)

【公表番号】特表2017-501351(P2017-501351A)

【公表日】平成29年1月12日(2017.1.12)

【年通号数】公開・登録公報2017-002

【出願番号】特願2016-539313(P2016-539313)

【国際特許分類】

F 16 L 59/065 (2006.01)

B 32 B 9/00 (2006.01)

B 32 B 7/02 (2006.01)

B 32 B 27/00 (2006.01)

【F I】

F 16 L 59/065

B 32 B 9/00 A

B 32 B 7/02 105

B 32 B 27/00 B

【手続補正書】

【提出日】平成29年11月1日(2017.11.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) 2つの対向する主表面を有する基材と、

(b) 該基材の該対向する主表面のうち一方と直接接触している第1の層であって、該第1の層は、低熱伝導性の有機層又は低熱伝導性の無機積層体である、第1の層と、

(c) 該第1の層と直接接触している第2の層であって、該第2の層は、低熱伝導性の有機層又は低熱伝導性の無機積層体であり、該第2の層は、該第1の層において選択された該有機層又は該無機積層体と同一ではない、第2の層と、を含む、真空断熱パネル用外被を含む物品。

【請求項2】

前記低熱伝導性の無機積層体は、低熱伝導性の非金属無機材料又は低熱伝導性の金属材料を含む、請求項1に記載の物品。

【請求項3】

前記低熱伝導性の無機積層体は、低熱伝導性の金属材料及び低放射性の金属材料を含む、請求項1に記載の物品。

【請求項4】

追加の低伝導性の有機層又は熱融着層の少なくとも1つを更に含む、請求項1～3のいずれか一項に記載の物品。

【請求項5】

前記基材は、難燃材料を含み、所望により前記難燃材料は前記第1の層に対向する前記基材の対向する主表面と直接接触している、請求項1～4のいずれか一項に記載の物品。

【請求項6】

前記低熱伝導性の非金属無機材料は、酸化アルミニウム、酸化ケイ素、酸化アルミニウムケイ素、窒化アルミニウムケイ素、及び酸窒化アルミニウムケイ素、CuO、TiO₂

、 I T O 、 Si_3N_4 、 TiN 、 ZnO 、酸化亜鉛アルミニウム、 ZrO_2 、イットリア安定化ジルコニア、並びに Ca_2SiO_4 のうち少なくとも 1 種から選択される、請求項 2 及び 4 ~ 5 のいずれか一項に記載の物品。

【請求項 7】

前記低熱伝導性の金属材料は、 Ti 、 Sr 、 V 、 Mn 、 Ni 、 Cr 、 Sn 、及び Co のうち少なくとも 1 種から選択される、請求項 3 ~ 5 のいずれか一項に記載の物品。

【請求項 8】

前記低放射性の金属材料は、アルミニウム、銀、金、銅、錫、クロム、ニッケル、白金、タンゲステン、亜鉛、マグネシウム、モリブデン、ロジウム、ケイ素、及び / 又はこれらの合金若しくは組み合わせのうち少なくとも 1 種から選択される、請求項 3 ~ 5 のいずれか一項に記載の物品。

【請求項 9】

前記真空断熱パネル用外被の酸素透過速度は、 0.1 ccc/m^2 / 日未満であり、湿気透過速度は、 0.1 g/m^2 / 日未満である、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の物品。

【請求項 10】

(a) 2 つの対向する主表面を有する基材と、

(b) 該基材の該対向する主表面のうち一方と直接接触している第 1 の層であって、該第 1 の層は、低熱伝導性の有機層又は低熱伝導性の無機積層体である、第 1 の層と、

(c) 該第 1 の層と直接接触している第 2 の層であって、該第 2 の層は、低熱伝導性の有機層又は低熱伝導性の無機積層体であり、該第 2 の層は、該第 1 の層において選択された該有機層又は該無機積層体と同一ではない、第 2 の層と、を含み、

該低熱伝導性の無機積層体は、少なくとも 1 種の低熱伝導性の非金属無機材料及び少なくとも 1 種の低熱伝導性の金属材料を含む、バリアフィルム。